

## 東京中部間連系設備（F C）に係る計画策定プロセス期間中における 系統アクセス業務の取扱いについて

電力広域的運営推進機関より送配電等業務指針第 3 2 条 1 項に基づく通知を受け、当社は佐久間 F C、東清水 F C 周辺系統におけるアクセス業務につきましては下記の通り取扱います。

### 1. 対象とする系統アクセス業務

対象とする系統アクセス業務は、佐久間 F C、東清水 F C 周辺の高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者からの申込みにおける系統アクセス業務のうち、計画策定プロセスにおける「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」とします。

なお、広域系統整備計画の決定内容により系統アクセス業務の回答内容が変わらない場合は対象外とします。

### 2. 「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」の判断基準（本取扱い適用開始～基本要件の決定）

- ・基本要件検討における広域連系系統の増強案の有無により、検討結果が異なる場合

### 3. 系統アクセス業務の取扱いについて

広域系統整備計画の決定内容により、系統アクセス業務の回答内容が変わる可能性がある場合は、検討条件の前提等を発電設備等系統連系希望者へ十分説明したうえで、暫定的な回答等を行うものとし、各期間における取扱いは下表のとおりとします。

期間	「本扱い適用開始（平成 27 年 6 月 24 日）」から「基本要件の決定（平成 27 年 9 月目途）」まで		「基本要件の決定」から「広域系統整備計画の決定（平成 28 年 4 月目途）」まで	
項目	検討条件	申込みに対する回答	検討条件	申込みに対する検討
接続検討事前相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロセスを優先して検討を進めます。</li> <li>・ 事業者さまの希望により、計画策定プロセスの増強案を考慮し可能な範囲で検討します。</li> <li>・ 増強案の考慮にあたっては前提条件を明確にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増強案の前提条件や基本要件確定までの間は暫定的な増強案であることを事業者さまへ十分に説明し回答します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本要件の確定の段階で増強内容が確定するため、これを前提とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の前提で後続の事前相談および接続検討を回答します。</li> </ul>
契約申込み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本要件の確定までは、前提条件が確定しないことから、基本要件確定後に連系承諾※を行います。ただし計画策定プロセスの増強内容と関連がないと判断できるものについては回答を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討結果により回答します。</li> </ul>

※「基本要件決定により前提条件が変更となる場合は、変更後のアクセス検討結果に基づき連系承諾すること」を説明します。